

国家發展改革委員会

「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」を公布

トランザクションバンキング部

2014年5月17日付で国家發展改革委員会は「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(国家發展改革委員会令第12号)(以下略称、「12号弁法」)を公布しました。2014年6月17日より施行され、2004年10月9日に公布された「外商投資プロジェクト審査承認暫定管理弁法」(国家發展改革委員会令第22号)(以下総称、「旧22号弁法」)は廃止されます。

1、弁法公布の背景

近年、中国では「外商投資を国民待遇する」動きがあります。

2013年9月29日にオープンした中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、「試験区」)では、試験区内での外商投資プロジェクトを行う際、原則として審査承認制から届出制に変更されています。具体的に届出制の適用対象外となる業種は「ネガティブリスト」によって指定され、「ネガティブリスト」は毎年更新されることになっています。

また、2013年12月2日付で公布された「国务院の政府が審査承認する投資プロジェクト目録(2013年版)公布に関する通知」(国発[2013]47号)(以下略称、「審査承認目録」)においては、審査承認が必要な投資プロジェクト範囲が緩和されています。

さらに、2014年5月28日付で商務部は、商務部が審査権限を持つ外資投資プロジェクトの審査批准の一部簡素化試行によって、審査批准時間の短縮や申告手順・申告資料の簡素化を行っています。試行期限は2014年8月31日ですが、その後実際に施行される可能性もあり、引続き対外開放・手続き簡素化・権限委譲が進められていくものと思われます。

本12号弁法は、そういった開放経済の体制構築を更に進めるため、旧22号弁法を廃止して新たに制定されたものです。

2、外商投資プロジェクトの管理

12号弁法により外商投資プロジェクト管理は、従前の「全量審査承認制」から「限定的な審査承認制と大部分の届出制」へと変更されており、「審査承認目録」に基づき、各機関の審査承認が必要な外商投資プロジェクト範囲の緩和が行われています。

図表1では、旧22号弁法と12号弁法を比較しています。旧22号弁法は総投資額毎に各機関への審査承認が必要でしたが、12号弁法では、「外商投資産業指導目録」の奨励類・許可類は、中国側持分支配要求があるプロジェクト等の一部例外を除き、総投資額を問わず原則として審査承認が不要となり、地方政府投資主管部門への届出制に変更されました。

つまり、大部分の奨励類・許可類の外商投資プロジェクトは、審査承認管理の申告資料・審査承認条件・手続き等も内資プロジェクトと基本的に同じ扱いとなっています。

また、対象金額の計算方法は、増資プロジェクトの場合は増加投資額で、企業買収プロジェクトの場合は取引額を以って計算すると規定されました。

【図表1：旧22号弁法と12号弁法の比較】

旧22号弁法			
総投資額 (米ドル)	奨励類	許可類	制限類
5億以上	国务院へ 審査承認申請	国务院へ 審査承認申請	国务院へ 審査承認申請
1億以上 5億未満	国家発改委へ 審査承認申請	国家発改委へ 審査承認申請	国务院へ 審査承認申請
5000万以上 1億未満	地方政府発改部門へ 審査承認申請	地方政府発改部門へ 審査承認申請	国家発改委へ 審査承認申請
5000万未満	地方政府発改部門へ 審査承認申請	地方政府発改部門へ 審査承認申請	省級政府発改部門へ 審査承認申請

2014年6月17日以降

12号弁法			
総投資額 ※含む増資 (米ドル)	奨励類	許可類	制限類
3億以上	地方政府へ届出（以下を除く） ※「外商投資産業指導目録」の中国側 持分支配（相对持分支配を含む、以下 同）が要求されるプロジェクトは国家 発展改革委員会へ審査承認申請	地方政府 へ 届出	国家発改委へ審査承認申請 （以下を除く） ※「外商投資産業指導目録」の不 動産プロジェクトは省級政府へ審 査承認申請
5000万以上 3億未満	地方政府へ届出（以下を除く）		省級政府発改部門へ審査承認申請 （以下を除く） ※「外商投資産業指導目録」の不 動産プロジェクトは省級政府へ審 査承認申請
5000万未満	※「外商投資産業指導目録」の中国側 持分支配が要求されるプロジェクト は地方政府へ審査承認申請		
その他	「審査承認目録」の第一項から第十一項に記載された外商投資プロジェクト（農業水利、エネルギー源、交通輸送、情報産業、原材料、機械製造、軽工業、ハイテクノロジー、都市建設、社会事業、金融）は、「審査承認目録」に照らして審査承認		

3、外商投資プロジェクトの審査承認

外商投資プロジェクトの審査承認申請時の申請内容も簡素化されており、政府部門は外商投資プロジェクトの市場における将来性や経済利益、製品技術案といった企業が自主決定すべき内容については今後審査を行わず、企業に投資の自主権を与えています。

そして、書類の不備や申請内容の重大な間違いがない限り、審査承認機関は外商投資プロジェクト審査承認申請を受理してから20営業日以内に審査承認を完成させるとしています（第十五条）。

【図表2：外商投資プロジェクト申請報告時に必要な情報】

旧 22 号弁法	12 号弁法
1) プロジェクトの名称、経営期間、投資者の基本状況 2) プロジェクトの建設規模、主な建設内容および製品。採用する主な技術および方法。製品の目標市場。雇用者計画数 3) プロジェクトの建設場所。土地、水、エネルギーなどに対する需要、および主な原材料の消耗量 4) 環境影響評価 5) 公共製品或いはサービスに関する価格 6) プロジェクトの総投資、登録資本および各側の出資額、出資方式、融資案。輸入する必要のある設備および金額	1) プロジェクト及び投資者側の状況 2) 資源利用と生態環境への影響分析 3) 経済と社会への影響分析

4、外商投資プロジェクトの変更

審査承認或いは届出を行った外商投資プロジェクトの内容に変更が生じた場合、元の審査承認・届出機関へ変更申請を行う必要がありますが、旧 22 号弁法では変更申請が必要とされていた「総投資が元の審査承認投資額の 20%を超えた場合」が削除され、簡素化されています。

＜変更申請が必要な状況＞

- 1) プロジェクト地点に変更が発生
- 2) 投資者側或いは持分に変更が発生
- 3) プロジェクト主要構築内容に変更が発生
- 4) 関連法律法規と産業政策規定の変更が必要なその他状況

5、監督管理の強化

ご説明してきたように様々な簡素化が行われてはいるものの、監督管理は強化されています。

【図表3：監督管理強化の詳細】

条項	内容
第七条	具体的な内容は記載されていないが、「国家安全に関わる外商投資について安全審査を行う」と規定
第二十四条	審査承認・届出文書に有効期限を設定するよう規定され、有効期限内に建設工事を開始しない場合、届出機関へ期限延長申請を出す必要あり
第二十六条	プロジェクト審査承認・届出機関は、プロジェクト情報を公開するよう規定
第二十七条	違反行為に対しては不良信用記録を残し、関連部署と情報共有を行うよう規定
第二十八条	国家発展改革委員会は事中・事後の監督管理レベルを向上するため、外商投資プロジェクト管理電子情報システムの構築を予定
第二十九条	省級発展改革部門は毎月 10 日より前に前月のプロジェクト審査承認・届出の関連状況をまとめて国家発展改革委員会へ報告

さらに、外商投資プロジェクトの申請報告公示モデル文書と「サービス手引き」の制定・公布も明確に規定されていることから（第九条）、今後、外商投資プロジェクト規定はさらに明確化されていくものと思われます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">中华人民共和国国家发展和改革委员会令 第 12 号</p> <p>《外商投资项目核准和备案管理办法》已经国家发展和改革委员会主任办公会讨论通过，现予发布，自 2014 年 6 月 17 日起施行。国家发展和改革委员会 2004 年 10 月 9 日发布的《外商投资项目核准暂行管理办法》（国家发展和改革委员会令第 22 号）同时废止。</p> <p style="text-align: right;">2014 年 5 月 17 日</p>	<p style="text-align: center;">中華人民共和國國家發展改革委員會令 第 12 号</p> <p>「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」は既に国家發展改革委員會主任弁公会討論を通過した。ここに公布し、2014 年 6 月 17 日から施行する。国家發展改革委員會が 2004 年 10 月 9 日に公布した「外商投資プロジェクト審査承認暫定管理弁法」（国家發展改革委員會令第 22 号）は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: right;">2014 年 5 月 17 日</p>
<p style="text-align: center;">外商投资项目核准和备案管理办法 第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步深化外商投资管理体制改革，根据《中华人民共和国行政许可法》、《指导外商投资方向规定》、《国务院关于投资体制改革的决定》及《政府核准的投资项目目录（2013 年本）》（以下简称《核准目录》），特制定本办法。</p> <p>第二条 本办法适用于中外合资、中外合作、外商独资、外商投资合伙、外商并购境内企业、外商投资企业增资及再投资项目等各类外商投资项目。</p> <p style="text-align: center;">第二章 项目管理方式</p> <p>第三条 外商投资项目管理分为核准和备案两种方式。</p> <p>第四条 根据《核准目录》，实行核准制的外商投资项目的范围为：</p> <p>（一）《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）3 亿美元及以上鼓励类项目，总投资（含增资）5000 万美元及以上限制类（不含房地产）项目，由国家发展和改革委员会核准。</p> <p>（二）《外商投资产业指导目录》限制类中的房地产项目和总投资（含增资）5000 万美元以下的其他限制类项目，由省级政府核准。</p>	<p style="text-align: center;">外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法 第一章 総則</p> <p>第一条 外商投資管理体制改革をさらに深化するため、「中華人民共和國行政許可法」、「外商投資指導方向規定」、「國務院の投資体制改革に関する決定」及び「政府が審査承認する投資プロジェクト目録（2013 年版）」（以下略称、「審査承認目録」）に基づき、本弁法を特に制定する。</p> <p>第二条 本弁法は中外合弁、中外合作、外商独资、外商投資パートナー、外商企業買収の域内企業、外商投資企業の増資及び再投資プロジェクト等の各種外商投資プロジェクトに適用する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 プロジェクト管理方式</p> <p>第三条 外商投資プロジェクト管理は審査承認と届出の 2 方式に分かれる。</p> <p>第四条 「審査承認目録」に基づき審査承認制を実行する外商投資プロジェクトの範囲は以下の通り：</p> <p>（一）「外商投資産業指導目録」の中で中国側持分支配（相対持分支配を含む）が要求される総投資（増資を含む）3 億米ドル以上の奨励類プロジェクト、総投資（増資を含む）5000 万米ドル以上の制限類（不動産を含まず）プロジェクトは国家發展改革委員會が審査承認する。</p> <p>（二）「外商投資産業指導目録」制限類の中の不動産プロジェクトと総投資（増資を含む）5000 万米ドル未満</p>

《外商投资产业指导目录》中有中方控股(含相对控股)要求的总投资(含增资)3亿美元以下鼓励类项目,由地方政府核准。

(三)前两项规定之外的属于《核准目录》第一至十一项所列的外商投资项目,按照《核准目录》第一至十一项的规定核准。

(四)由地方政府核准的项目,省级政府可以根据本地实际情况具体划分地方各级政府的核准权限。由省级政府核准的项目,核准权限不得下放。

本办法所称项目核准机关,是指本条规定具有项目核准权限的行政机关。

第五条 本办法第四条范围以外的外商投资项目由地方政府投资主管部门备案。

第六条 外商投资企业增资项目总投资以新增投资额计算,并购项目总投资以交易额计算。

第七条 外商投资涉及国家安全的,应当按照国家有关规定进行安全审查。

第三章 项目核准

第八条 拟申请核准的外商投资项目应按国家有关要求编制项目申请报告。项目申请报告应包括以下内容:

- (一)项目及投资方情况;
- (二)资源利用和生态环境影响分析;
- (三)经济和社会影响分析。

外国投资者并购境内企业项目申请报告应包括并购方情况、并购安排、融资方案和被并购方情况、被并购后经营方式、范围和股权结构、所得收入的使用安排等。

のその他制限類プロジェクトは省級政府が審査承認する。「外商投資産業指導目録」の中の中国側持分支配(相対持分支配を含む)が要求される総投資(増資を含む)3億米ドル未満の奨励類プロジェクトは地方政府が審査承認する。

(三)前二項規定の他の「審査承認目録」第一項から第十一項に列挙されたものに属する外商投資プロジェクトは「審査承認目録」第一項から第十一項規定に照らして審査承認する。

(四)地方政府が審査承認するプロジェクトについて、省級政府は当地の実態に基づいて地方各級政府の審査承認権限を具体的に配分する。省級政府が審査承認するプロジェクトは審査承認権限を委譲してはならない。本弁法のプロジェクト審査承認機関とは本条にて規定するプロジェクト審査承認権限を有する行政機関を指す。

第五条 本弁法第四条の範囲以外の外商投資プロジェクトは地方政府投資主管部门へ届出する。

第六条 外商投資企業増資プロジェクトの総投資は新たに増加する投資額を以って計算し、企業買収プロジェクト総投資は取引額を以って計算する。

第七条 国家安全に関わる外商投資については国家関連規定に照らして安全審査を行わなければならない。

第三章 プロジェクト審査承認

第八条 審査承認申請を予定する外商投資プロジェクトは国家関連要求に照らしてプロジェクト申請報告を作成しなければならない。プロジェクト申請報告は以下内容を含まなければならない。

- (一)プロジェクト及び投資者の状況;
- (二)資源利用と生態環境への影響分析;
- (三)経済と社会への影響分析。

外商投資者の域内企業買収プロジェクト申請報告には買収側の状況、買収手配、融資プランと被買収側の状況、被買収後の経営方式、範囲と株主構成、所得収入の使用割り振り等を含まなければならない。

第九条 国家发展和改革委员会根据实际需要，编制并颁布项目申请报告通用文本、主要行业的项目申请报告示范文本、项目核准文件格式文本。

对于应当由国家发展和改革委员会核准或者审核后报国务院核准的项目，国家发展和改革委员会制定并颁布《服务指南》，列明项目核准的申报材料和所需附件、受理方式、办理流程、办理时限等内容，为项目申报单位提供指导和服务。

第十条 项目申请报告应附以下文件：

（一）中外投资各方的企业注册证明材料及经审计的最新企业财务报表（包括资产负债表、利润表和现金流量表）、开户银行出具的资金信用证明；

（二）投资意向书，增资、并购项目的公司董事会决议；

（三）城乡规划行政主管部门出具的选址意见书（仅指以划拨方式提供国有土地使用权的项目）；

（四）国土资源行政主管部门出具的用地预审意见（不涉及新增用地，在已批准的建设用地范围内进行改扩建的项目，可以不进行用地预审）；

（五）环境保护行政主管部门出具的环境影响评价审批文件；

（六）节能审查机关出具的节能审查意见；

（七）以国有资产出资的，需由有关主管部门出具的确认文件；

（八）根据有关法律法规的规定应当提交的其他文件。

第十一条 按核准权限属于国家发展和改革委员会核准的项目，由项目所在地省级发展改革部门提出初审意见后，向国家发展和改革委员会报送项目申请报告；计划单列企业集团和中央管理企业可直接向国家发展和改

第九条 国家發展改革委員會は実需に基づいて、プロジェクト申請報告に用いるフォーマット、主要業種のプロジェクト申請報告の見本フォーマット、プロジェクト審査承認文書フォーマットを作成し公布する。

国家發展改革委員會の審査承認が必要、或いは審査後に国务院へ審査承認を報告する必要があるプロジェクトに対して、国家發展改革委員會は「サービス手引き」を制定して公布し、プロジェクト審査承認の申告資料と必要な添付資料、受理方式、手続き手順、手続き時限等の内容を明記し、プロジェクト申告単位のために指導を行いサービスを提供する。

第十条 プロジェクト申請報告には以下資料を添付しなければならない。

（一）中外投資各側の企業登記証明資料及び監査済の最新企業財務報告書（資産負債表、利潤表、現金流動表を含む）、口座開設銀行が発行する資金信用証明書；

（二）投資意向書、増資・企業買収プロジェクトの会社董事会決議書；

（三）都市農村計画行政主管部門が発行する土地選択意見書（割り当て方式を以って提供された国有土地使用权のプロジェクトの場合のみ）；

（四）国土資源行政主管部門が発行する用地事前審査意見書（新しく増加する用地に関連せず、既に審査承認された建設用地範囲内で行われる変更拡張プロジェクトは用地事前審査を行わなくても良い）；

（五）環境保護行政主管部門が発行した環境影響評価審査承認文書

（六）省エネルギー審査機関が発行した省エネルギー審査意見書；

（七）国有資産を以って出資する場合、関連主管部門が発行した確認文書；

（八）関連法律法規の規定に基づき提出が必要なその他資料。

第十一条 審査承認権限に基づき国家發展改革委員會の審査承認に属するプロジェクトは、プロジェクト所在地の省級發展改革部門が第一回審査意見を提出した後、国家發展改革委員會へプロジェクト申請報告を送付する。計画単列企業集団と中央管理企業は直接国家發展改

革委员会报送项目申请报告，并附项目所在地省级发展改革部门的意见。

第十二条 项目申报材料不齐全或者不符合有关要求的，项目核准机关应当在收到申报材料后5个工作日内一次告知项目申报单位补正。

第十三条 对于涉及有关行业主管部门职能的项目，项目核准机关应当商请有关行业主管部门在7个工作日内出具书面审查意见。有关行业主管部门逾期没有反馈书面审查意见的，视为同意。

第十四条 项目核准机关在受理项目申请报告之日起4个工作日内，对需要进行评估论证的重点问题委托有资质的咨询机构进行评估论证，接受委托的咨询机构应在规定的时间内提出评估报告。

对于可能会对公共利益造成重大影响的项目，项目核准机关在进行核准时应采取适当方式征求公众意见。对于特别重大的项目，可以实行专家评议制度。

第十五条 项目核准机关自受理项目核准申请之日起20个工作日内，完成对项目申请报告的核准。如20个工作日内不能做出核准决定的，由本部门负责人批准延长10个工作日，并将延长期限的理由告知项目申报单位。前款规定的核准期限，委托咨询评估和进行专家评议所需的时间不计算在内。

第十六条 对外商投资项目的核准条件是：

(一) 符合国家有关法律法规和《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》的规定；

革委員会へプロジェクト申請報告を送付し、プロジェクト所在地の省級發展改革部門の意見を添付することができる。

第十二条 プロジェクト申告資料が不完全或いは関連要求に合致しない場合、プロジェクト審査承認機関は申告資料を受領してから5営業日以内にプロジェクト申告単位へ補正を告知しなければならない。

第十三条 関連業種主管部門機能に関連するプロジェクトについて、プロジェクト審査承認機関は関連業種主管部門と相談して7営業日以内に書面審査意見を発行しなければならない。関連業種主管部門が期限を過ぎても書面審査意見をフィードバックしない場合、同意したと見做す。

第十四条 プロジェクト審査承認機関はプロジェクト申請報告を受理してから4営業日以内に、評価論証を必要とする重点問題に対して資質を有する諮問機構に委託して評価論証を行い、委託を受けた諮問機構は規定時間内に評価報告を提出する。

公共の利益に大きな影響を与える可能性のあるプロジェクトに対して、プロジェクト審査承認機関は審査承認時に適当な方式を採用して公衆の意見を聴取しなければならない。特に重大なプロジェクトに対しては、専門家の評議制度を実行することができる。

第十五条 プロジェクト審査承認機関はプロジェクト審査承認申請を受理してから20営業日以内に、プロジェクト申請報告の審査承認を完成させる。20営業日以内に審査承認決定を出すことができなかつた場合、本部門責任者は10営業日の延長を審査承認し、期限延長の理由をプロジェクト申告単位に告知する。前項規定の審査承認期限について諮問評価の委託と専門家評議が必要とする時間は計算に入れない。

第十六条 外商投資プロジェクトの審査承認条件は以下の通り：

(一) 国家関連法律法規と「外商投資産業指導目錄」、「中西部地区外商投資優勢産業目錄」の規定に合致す

(二) 符合发展规划、产业政策及准入标准；
 (三) 合理开发并有效利用了资源；
 (四) 不影响国家安全和生态安全；
 (五) 对公众利益不产生重大不利影响；
 (六) 符合国家资本项目管理、外债管理的有关规定。

第十七条 对予以核准的项目，项目核准机关出具书面核准文件，并抄送同级行业管理、城乡规划、国土资源、环境保护、节能审查等相关部门；对不予核准的项目，应以书面说明理由，并告知项目申报单位享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第四章 项目备案

第十八条 拟申请备案的外商投资项目需由项目申报单位提交项目和投资方基本情况等信息，并附中外投资各方的企业注册证明材料、投资意向书及增资、并购项目的公司董事会决议等其他相关材料；

第十九条 外商投资项目备案需符合国家有关法律、法规、发展规划、产业政策及准入标准，符合《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》。

第二十条 对不予备案的外商投资项目，地方投资主管部门应在7个工作日内出具书面意见并说明理由。

第五章 项目变更

第二十一条 经核准或备案的项目如出现下列情形之一的，需向原批准机关申请变更：

- (一) 项目地点发生变化；
- (二) 投资方或股权发生变化；
- (三) 项目主要建设内容发生变化；

る；

- (二) 發展計画や産業政策及び参入基準に合致する；
- (三) 資源を合理的に開発し有効に利用する；
- (四) 国家の安全と生態の安全に影響を与えない；
- (五) 公衆利益に重大で不利な影響をもたらさない；
- (六) 国家資本項目管理や外債管理の関連規定に合致する。

第十七条 審査承認を与えるプロジェクトに対して、プロジェクト審査承認機関は審査承認文書を発行し、あわせてコピーを同級業種管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、省エネルギー審査等の関連部門へ送る。審査承認を与えないプロジェクトは、書面を以って理由を説明し、プロジェクト申告単位が法に則って行政再討議申請或いは行政訴訟提起を行う権利を有することを告知しなければならない。

第四章 プロジェクト届出

第十八条 届出申請を予定する外商投資プロジェクトについて、プロジェクト申告単位はプロジェクトと投資者側の基本情報等の情報を提供し、中外投資各側の企業登記証明材料、投資意向書及び増資、企業買収プロジェクトの会社董事会決議等のその他関連資料を添付しなければならない。

第十九条 外商投資プロジェクト届出は国家関連法律法規、發展計画、産業政策及び参入基準に合致し、「外商投資産業指導目録」、「中西部地区外商投資優勢産業目録」に合致しなければならない。

第二十条 届出を受理しない外商投資プロジェクトに対して、地方投資主管部門は7営業日以内に書面意見を発行して理由を説明しなければならない。

第五章 プロジェクト変更

第二十一条 審査承認或いは届出を経たプロジェクトに以下状況が一つでも発生した場合、元の批准機関へ変更申請をしなければならない。

- (一) プロジェクト地点に変更が発生；
- (二) 投資者或いは持分に変更が発生；

(四) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。

第二十二條 变更核准和备案的程序比照本办法前述有关规定执行。

第二十三條 经核准的项目若变更后属于备案管理范围的，应按备案程序办理；予以备案的项目若变更后属于核准管理范围的，应按核准程序办理。

第六章 监督管理

第二十四條 核准或备案文件应规定文件的有效期。在有效期内未开工建设的，项目申报单位应当在有效期届满前 30 个工作日向原核准和备案机关提出延期申请。在有效期内未开工建设且未提出延期申请的，原核准文件期满后自动失效。

第二十五條 对于未按规定权限和程序核准或者备案的项目，有关部门不得办理相关手续，金融机构不得提供信贷支持。

第二十六條 各级项目核准和备案机关要切实履行核准和备案职责，改进监督、管理和服务，提高行政效率，并按照相关规定做好项目核准及备案的信息公开工作。

第二十七條 各级发展改革部门应当会同同级行业管理、城乡规划、国土资源、环境保护、金融监管、安全生产监管等部门，对项目申报单位执行项目情况和外商投资项目核准或备案情况进行稽察和监督检查，加快完善信息系统，建立发展规划、产业政策、准入标准、诚信记录等信息的横向互通制度，

(三) プロジェクト主要構築内容に変更が発生；

(四) 関連法律法規と産業政策規定の変更が必要なその他状況。

第二十二條 審査承認と届出変更のプロセスは本办法前述の関連規定に照らして執行する。

第二十三條 審査承認を経たプロジェクトが変更後に届出管理範囲内に属する場合、届出プロセスに基づき処理し、届出するプロジェクトが変更後に審査承認管理範囲内に属する場合、審査承認プロセスに基づき処理しなければならない。

第六章 监督管理

第二十四條 審査承認或いは届出文書は文書の有効期限を規定しなければならない。有効期限内に建設工事を開始していない場合、プロジェクト申告単位は有効期限満了の 30 営業日前に元の審査承認と届出機関へ期限延長申請を提出しなければならない。有効期限内に建設工事を開始せず期限延長申請も提出していない場合、元の審査承認文書の期限満了後自動的に失効する。

第二十五條 規定の権限とプロセスに基づく審査承認或いは届出を経していないプロジェクトについて、関連部門は関連手続きを行ってはならず、金融機構は貸付支援を提供してはならない。

第二十六條 各級のプロジェクト審査承認及び届出機関は審査承認及び届出の職責を適切に履行し、監督や管理及びサービスを改善し、行政効率を高め、関連規定に照らしてプロジェクト審査承認及び届出の情報公開業務を行う。

第二十七條 各級の發展改革部門は同級業種管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、金融監督管理、安全生産監督管理等の部門と共同で、プロジェクト申告単位が執行するプロジェクト状況と外商投資プロジェクトの審査承認或いは届出状況に対して査察と監督検査を行い、情報システムを速やかに改善し、發展計画や産業政策、参入基準、信義誠実記録等の情報が横断的に相互に

严肃处理违法违规行爲并纳入不良信用记录，实现行政审批和市场监管的信息共享。

第二十八条 国家发展和改革委员会要联合地方发展改革部门建立完善外商投资项目管埋电子信息系统，实现外商投资项目可查询、可监督，提升事中事后监管水平。

第二十九条 省级发展改革部门每月10日前汇总整理上月本省项目核准及备案相关情况，包括项目名称、核准及备案文号、项目所在地、中外投资方、建设内容、资金来源（包括总投资、资本金等）等，报送国家发展和改革委员会。

第七章 法律责任

第三十条 项目核准和备案机关及其工作人员违反本办法有关规定的，由其上级行政机关或者监察机关责令改正；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第三十一条 项目核准和备案机关工作人员，在项目核准和备案过程中滥用职权谋取私利，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第三十二条 咨询评估机构及其人员、参与专家评议的专家，在编制项目申请报告、受项目核准机关委托开展评估或者参与专家评议过程中，不遵守国家法律法规和本办法规定的，依法追究相应责任。

第三十三条 项目申报单位以拆分项目或提供虚假材料等不正当手段申请核准或备案的，项目核准和备案机关不予受理或者不予核准及备案。已经取得项目核准或备案文件

連携する制度を構築し、違法・規範違反行爲を厳しく調査処理して不良信用記録を残し、行政審査と市場監督管理の情報共有を実現しなければならない。

第二十八条 国家發展改革委員会は地方發展改革部門と共同で外商投資プロジェクト管理電子情報システムを構築・改善し、外商投資プロジェクトの検索・監督を可能とし、事中事後の監督管理レベルを向上させる。

第二十九条 省級發展改革部門は毎月10日より前月の当該省のプロジェクト審査承認及び届出の関連状況をまとめて整理し、プロジェクト名称、審査承認及び届出文書番号、プロジェクト所在地、中外投資者、建設内容、資金の出所（総投資、資本金等を含む）等を含め、国家發展改革委員会へ報告する。

第七章 法律責任

第三十条 プロジェクト審査承認及び届出機関とその業務人員が本弁法関連規定に違反した場合、その上級行政機関或いは監察機関は是正を命じる。状況が深刻な場合、直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して法に則って行政処分を与える。

第三十一条 プロジェクト審査承認及び届出機関の業務人員が、プロジェクト審査承認及び届出の過程において職権を乱用して個人的利益を獲得し罪を犯した場合、法に則って刑事責任を追及する。罪を犯してはいない場合でも、法に則って行政処分を与える。

第三十二条 諮問評価機構及びその人員、専門家評議に参加する専門家は、プロジェクト申請報告を作成し、プロジェクト審査承認機関の委託を受けて評価を展開する或いは専門家評議に参加する過程において、国家法律法規と本弁法規定を遵守していない場合、法に則って相応の責任を追及する。

第三十三条 プロジェクト申告単位がプロジェクトを分割する或いは虚偽の資料を提出する等の不当な手段で審査承認或いは届出を申請した場合、プロジェクト審査承認及び届出機関は審査承認及び届出を受理しない

的，项目核准和备案机关应依法撤销该项目的核准或备案文件。已经开工建设的，依法责令其停止建设。相应的项目核准和备案机关及有关部门应当将其纳入不良信用记录，并依法追究有关责任人的法律责任。

第八章 附則

第三十四条 具有项目核准职能的国务院行业管理部门和省级政府有关部门可以按照国家有关法律法规和本办法的规定，制定外商投资项目核准具体实施办法和相应的《服务指南》。

第三十五条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在祖国大陆举办的投资项目，参照本办法执行。

外国投资者以人民币在境内投资的项目，按照本办法执行。

第三十六条 法律、行政法规和国家对外商投资项目管理有专门规定的，按照有关规定执行。

第三十七条 本办法由国家发展和改革委员会负责解释。

第三十八条 本办法自2014年6月17日起施行。国家发展和改革委员会2004年10月9日发布的《外商投资项目核准暂行管理办法》（国家发展和改革委员会令第22号）同时废止。

或いは与えない。既にプロジェクト審査承認或いは届出文書を取得している場合、プロジェクト審査承認及び届出機関は法に則って当該プロジェクト審査承認或いは届出文書を取消す。既に建設を始めている場合、法に則ってその建設停止を命じる。相応のプロジェクト審査承認及び届出機関と関連部門はそれを不良信用記録に残し、法に則って関連責任者の法律責任を追及しなければならない。

第八章 附則

第三十四条 プロジェクト審査承認機能を有する国务院行政管理部门と省级政府関連部門は国家関連法律法規と本弁法の規定に照らして外商投資プロジェクト審査承認を具体的に実施する弁法と相応の「サービス手引き」を制定することができる。

第三十五条 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区の投資者が祖国大陸で行う投資プロジェクトは本弁法を参照して執行する。

外国投資者が人民元で行う域内投資プロジェクトは本弁法を参照して執行する。

第三十六条 法律、行政法規と国家が外商投資プロジェクト管理に対して専門規定を有する場合、関連規定に照らして執行する。

第三十七条 本弁法は国家發展改革委員会が解釈に責任を負う。

第三十八条 本弁法は2014年6月17日より施行する。国家發展改革委員会が2004年10月9日に公布した「外商投資プロジェクト審査承認暫定管理弁法」（国家發展改革委員会令第22号）は同時に廃止する。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007